■ 都心部における航空法の高さ制限

航空法による高さ制限(H)

- ●高さ制限設置の趣旨(航空法第49条)
- ・航空法により規定された、空港周辺における高さ制限は、 航空機の旋回飛行や離着陸の安全を確保するために設け られており、制限表面の上に出る高さの建造物、植物そ の他の物件について、設置・植栽・留置することを禁止 している。
- ・ただし、国土交通省令で定める物件はこの限りではない。
- ●高さ制限の特例(航空法施行規則第92条の5)
- ・水平表面、円錐表面及び外側水平表面に係るもので「仮設物」「避雷設備」または「地形又は既存物件との関係から航空機の飛行の安全を特に害さない物件」については、申請により所管航空局長(福岡空港については大阪航空局長)の承認を受ければ、当該制限表面の上に出て、これを設置することが出来ることとなっている。
- ※運用(制限表面の上に出る障害物件の設置承認の事務処理基準)
- ・既存物件との位置関係などが、定められた基準に合う場合、航空法高さ制限の特例承認を個別に受けることが出来る。

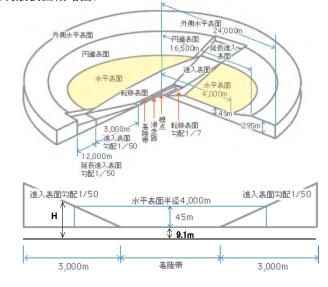
●高さ制限の内容

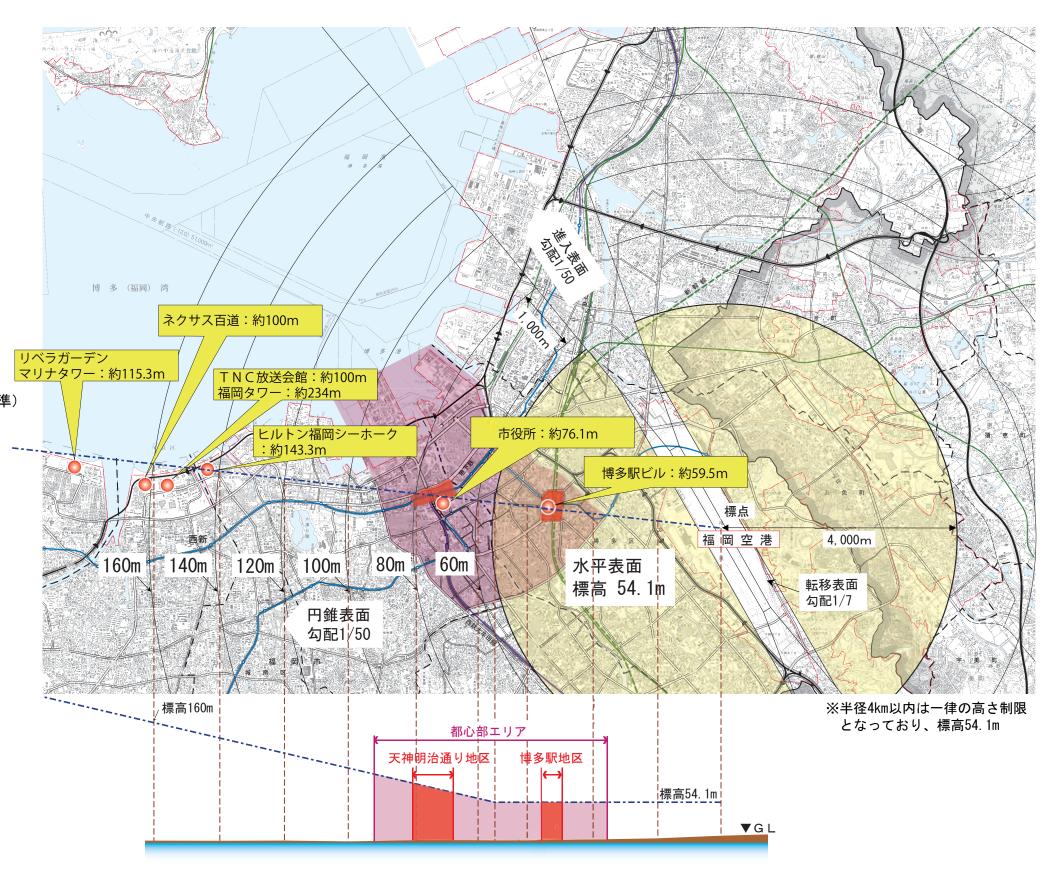
・本市においては、福岡空港からの距離に応じたすりばち <u>状の高さ制限がある。</u>

[航空法による高さ制限 H]

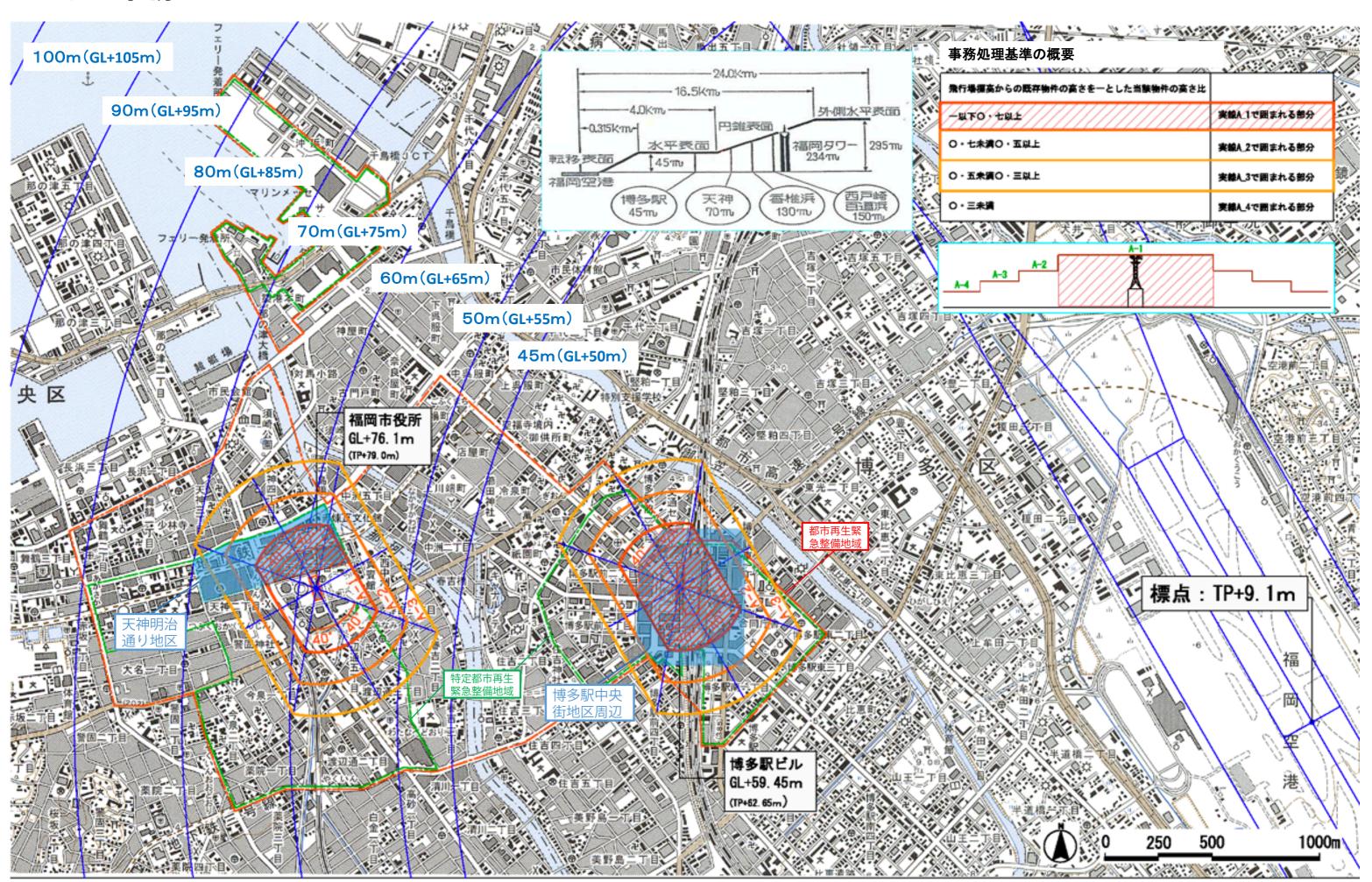
- = [当該地の標高 GL] + [実際の建築物の高さ h]
- ⇒天神地区 : H=G L+65~75m
- ⇒博多駅地区: H=G L +50m

<制限表面概略図>





■ エリアの考え方



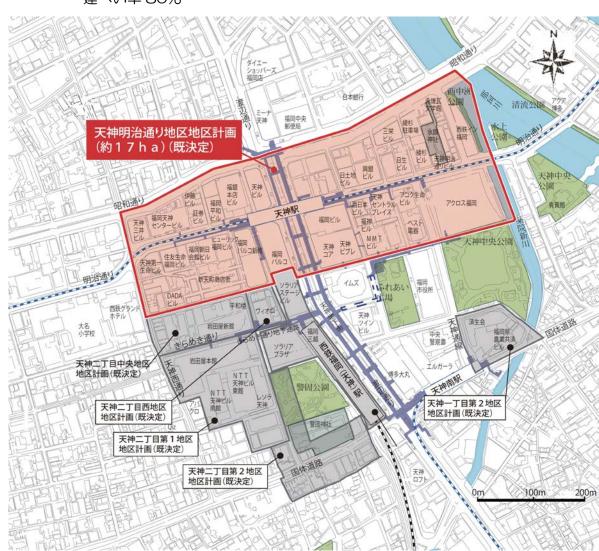
■ 天神明治通り地区の概要

◆所在地:中央区天神1・2丁目の一部

◆区域面積:約17ha ◆地権者数:約270名 ◆都市計画等:商業地域

容積率 600%~800%

建ペい率 80%



天神明治通り街づくり協議会(概要)

地区内地権者有志による街づくり協議会であり、全て会員の会費でまちづくりの検討が進められている。

- ●設 立: 平成20年6月
- ●会 員:35者(地区内地権者)
- ●グランドデザインの概要:

〇まちの将来像 :『アジアで最も創造的なビジネス街を目指す』

○街づくりの方針:

<都市機能>集客、交流、創造等の機能を建物低層部に導入

<空間整備>街並みの形成(個々の建築デザインの調和) 立体的な歩行者ネットワークの形成 等



<凡例> ·

神社

水面

天神明治通り地区

地下歩行者ネットワーク(既存)

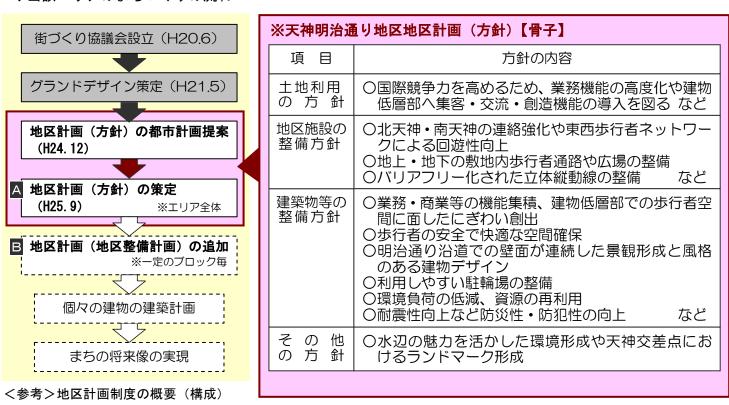
公園、広場等

地区計画区域[既決定]

■ 地区計画の概要(天神明治通り地区)

まちの将来像実現のための第一歩として、エリア全体(約17ha)でまちづくりの目標となる地区計画(方針)を策定(平成25年9月9日都市計画決定告示)し、その後、一定のブロックごとに具体のまちづくりのルール(地区整備計画)を順次追加予定。

◆当該エリアのまちづくりの流れ



■ 参考:地区整備計画(博多駅中央街地区)

方針 A

地区整備

計画 B

地 区

画

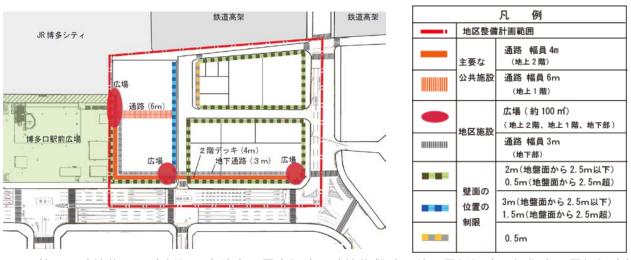
まちづくりの目標や方針

地区計画 (方針) にそっ

て、具体的なまちづくり

のルールを定めるもの

を定めるもの



★この他に、建築物の用途制限、容積率の最高限度、建築物敷地面積の最低限度、緑化率の最低限度等を規定